

# 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第13回）

日時：令和2年5月28日（木）16:30～

場所：大会議室

## 1 開会

## 2 議題

(1) 国・県・市の対応状況（事務局）

(2) 夏季休業期間の短縮について（教育委員会・こども保健部）

(3) 公共施設の利用再開について（事務局）

(4) 報告事項

①特別定額給付金について（環境福祉部）

②総合相談窓口実施状況（事務局）

③小規模事業者緊急支援事業について（産業文化部）

(5) その他

## 3 閉会

## 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	栗野 道夫	

### 【関係機関】

岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	
-------------------------	-------	--

### 【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

## (1)国・県・市の対応状況

### 1) 国の対応状況 (5月25日以降)

- ・ 5/25 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(別添資料1)  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更  
⇒緊急事態措置について北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を解除

### 2) 県の対応状況 (5月25日以降)

- ・ 5/27～美作県民局管内(1か所)に屋外検体採取センターの開設(場所、開催曜日、時間など非公表)
- ・ 5/28 第20回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い」
  - ①外出等に関する県民への協力のお願い
  - ②事業者の皆様へのお願い
  - ③イベント等を主催される方へのお願い

### 3) 市の対応状況 (5月25日以降)

- ・ 5/25 「第12回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催  
⇒感染症拡大防止、公共施設の利用再開等について協議
- ・ 5/28 「第13回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

# 感染症拡大防止について【改定案】

令和2年5月28日  
津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

## 【外出自粛のお願い】

- ・ 県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報を確認して行う。なお、流行地域への移動はできるだけ控える。
- ・ 密閉・密集・密接が重なる場所への出入りはできるだけ避ける。特にクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、ライブハウス等）への出入りについては、できるだけ避ける。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等を実践する。

## 【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・ 多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・ 天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・ 全国規模のもの、または流行地域などからの参加が見込まれるもの
- ・ 流行地域において実施するもの
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った人が集まるもの

※屋外であれば概ね200人以下、屋内であれば概ね100人以下で行うものについては、感染防止策を講じた上で、開催可能とする。

※屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数割合を半分程度以内とする。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

**【イベント等開催時に必要な予防策等】**

(1) 感染防止の徹底を周知する。

(手洗いやマスクの着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒)

(2) 感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。

- ・屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。（1時間に2回程度）
- ・人を密集させない環境を確保する。（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする。）
- ・人との距離が近い対面での大声の発声、歌唱や声援、会話などが一定時間以上続かないよう工夫する。（お互いの距離を1メートル以上あける）

(3) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）に参加の自粛を要請する。（参加者やスタッフの健康管理を徹底する。）

(4) 感染者が発生した場合に備えて、連絡先を把握するための参加者名簿を作成する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。



(2) 夏季休業期間の短縮について

令和2年5月28日  
こども保健部

幼稚園の夏季休業期間の対応等について

1 夏季休業期間について

令和2年7月20日(月)～8月26日(水)(例年と同じ期間とする)  
終業式は7月17日(金)に行う。

※夏季休業期間中は、家庭でできる遊びの紹介や手遊び、歌等をHPに動画配信し、  
幼児や保護者支援の取組を行う。

2 夏季休業期間中の登園日について

(1) 7月20日(月)、21日(火)、22日(水)の3日間を登園日とする。

※年間教育週数が39週を確保することができる

事項 年齢	年間教育週数	1日 平均時間数
3歳児	40	4.7
4歳児	40	4.7
5歳児	39	4.7

(2) 夏季休業期間中の登園日の預かり保育について

・7月20日から22日までの登園日については、預かり保育の扱いを以下のとおりとする。

- ①預かり保育時間 保育時間終了後から午後5時30分まで
- ②利用料金 利用料一日400円とおやつ代50円

(3) 登園日に留意すること

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver.1)を参照し、感染症対策を行う。
- ・特に幼児は年齢が低いため、マスク着用による息苦しさ、熱中症などについて、職員が十分に注意し、水分補給を行うなど健康管理に留意する。

## (2) 夏季休業期間の短縮について

令和2年5月28日  
こども保健部

### 小学校の夏季休業期間の短縮等に係る放課後児童クラブの対応について

小学校の夏季休業期間の短縮等についての方向性が示されたことから、小学校の状況を踏まえ、本市の放課後児童クラブについて、次のとおりの対応とします。

#### 記

#### 1 小学校の夏季休業期間について

夏季休業期間 : 令和2年8月1日(土)～8月16日(日)(16日間)

(1学期終業式:7月31日(金)・2学期始業式:8月17日(月))

#### 2 対応内容について

小学校の授業実施に合わせた、開所対応とします。

なお、夏季休業期間(8月1日～8月16日)については、長期休業中の開所対応となります。

### (3) 公共施設の利用再開について

日程		施設名			
5月の利用再開	5月20日 指定管理施設:2	津山市地域交流センター	津山圏域雇用労働センター		
	5月25日 公共施設:17	市立図書館(本館)	親子ひろば「すくすく」	親子ひろば「わくわく」	
		一時預かりルーム「にこにこ」	通級指導教室幼児部	地域子育て支援センター(みどりの丘保育所)	
		地域子育て支援センター(久米こども園)	地域子育て支援センター(勝北風の子ども園)	地域子育て支援センター(つやま西幼稚園)	
		地域子育て支援センター(つやま東幼稚園)	やよい子育て支援センター(やよい保育園)	鶴山塾	
		中央公民館	公民館(地区館)	ふれあい学習館(5館)	
	5月26日 公共施設:2	勤労者総合福祉センター	会館(福岡・公郷・加茂中原・柳・大久保)		
	5月26日 公共施設:2	児童館	市立図書館(地区館)		
	6月の利用再開	6月1日 公共施設:18 指定管理施設:20	津山男女共同参画センター「さん・さん」	とんぼの里	衆楽園
			まほらファーム	グリーンヒルズ津山リージョンセンター	津山弥生の里文化財センター
まなび館			知新館	久米ふれあい陶芸センター	
歴史民俗資料館(加茂町・勝北・久米)			中央公民館(グラウンド)	田邑公民館(グラウンド)	
城東むかし町家			津山駅観光案内所	和蘭堂	
中央公民館(体育館)			田邑公民館(体育館)	勤労者総合福祉センター(アリーナ)	
ふれあいサロン			音楽文化ホール・ペルフォーレ津山	津山市立文化展示ホール	
津山文化センター			鶴山公園	神楽尾公園	
加茂町福祉センター			黒木キャンプ場	奥津川ラビンの里	
あば交流館			阿波森林公園	阿波保健福祉センター浴室棟	
津山市地域づくりサポートセンター			中島病院旧本館「城西浪漫館」	作州民芸館	
津山観光センター			グラスハウス	旧妹尾銀行林田支店	
道の駅「久米の里」			津山市障害者福祉センター「神南備園」		
6月2日 公共施設:32 指定管理施設:5		中央公園グラウンド	津山陸上競技場(競技場)	西部公園(グラウンド, テニス場)	
		津山スポーツセンター(野球場, 小野球場, テニスコート, サッカー・ラグビー場)		東部運動公園グラウンド	
		草加部グラウンド	加茂町スポーツセンター(ソフトボール場, テニス場)		
		加茂町スポーツセンター(総合グラウンド)	阿波グラウンド	久米総合文化運動公園(テニス場)	
		勝北総合スポーツ公園(野球場, 多目的広場, テニス場, ゲートボール場)		ターゲットバードゴルフ場	
		久米総合文化運動公園(多目的グラウンド)	津山洋学資料館	津山郷土博物館	
		岡山県津山総合体育館(体育館, 柔道場, 剣道場, トレーニングルーム, 会議室, 研修室)			
		津山市弓道場	津山東体育館	津山東武道館	
		津山陸上競技場(トレーニングルーム, 会議室)	西部小体育館	東部小体育館	
		加茂町スポーツセンター(体育館, トレーニングルーム, 体操練習場, 会議室, 屋内ゲートボール場)			
		福岡体育館	加茂町武道場	阿波ふるさとふれあい会館	
		阿波こぶしアリーナ	久米総合文化運動公園(体育館)	勝北総合スポーツ公園(会議室)	
		緑水園文化体育館(アリーナ, 大・小会議室, 和室)			
		加茂町文化センター	勝北文化センター	津山城下町歴史館	
		高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	久米総合文化運動公園市民プール「レインボープール」		
		箕作阮甫旧宅	作州城東屋敷		
		6月3日 公共施設:1 指定管理施設:1	勝北陶芸の里工房	津山市三代研修宿泊施設「ウディハウス加茂」	
6月15日 公共施設:3	小学校(体育館・グラウンド)	中学校(体育館・グラウンド・武道館)	津山市立勝北中学校夜間照明施設		

(※今後の状況次第で日程変更の可能性あり)

再開日程 集計結果	取扱	5月再開	6月再開				開館	合計
			6月1日	6月2日	6月3日	6月15日		
	公共施設	19	18	32	1	3	12	85
	指定管理導入施設	2	20	5	1	0	9	37
	公共施設全体	21	38	37	2	3	21	122

※網掛箇所の施設については、これまでの本部会議で再開決定済

※原則として、いずれの施設も6月末までは県内在住者の利用に限ることとしますが、施設によっては、県外の方でも利用できる場合もありますので、ホームページ等でご確認いただくか、各施設へ直接お問い合わせください。

## ②総合相談窓口実施状況

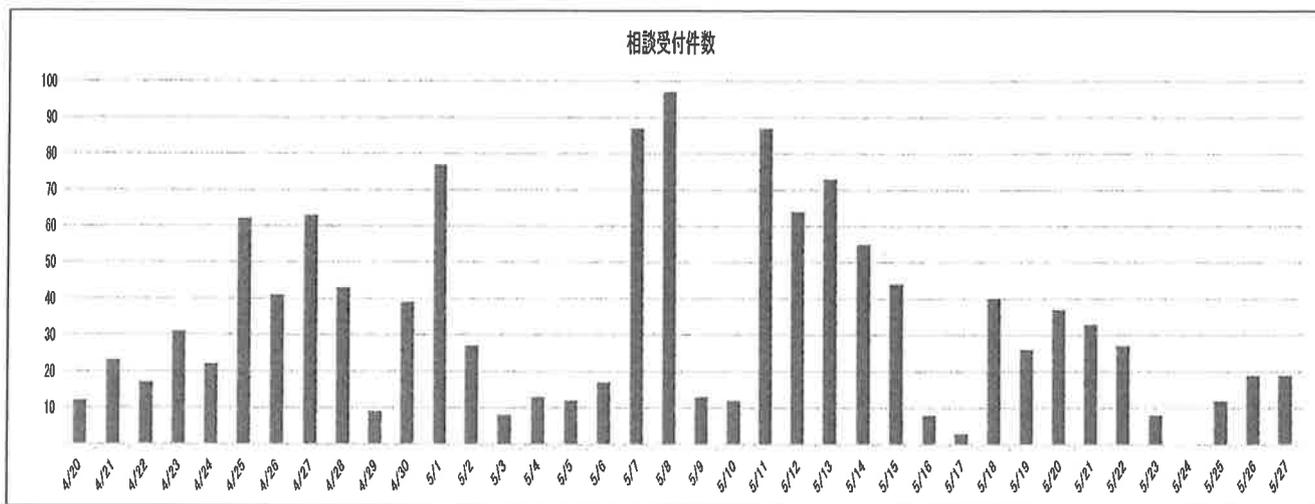
(令和2年4月20日から5月27日までの38日間)

### 相談合計

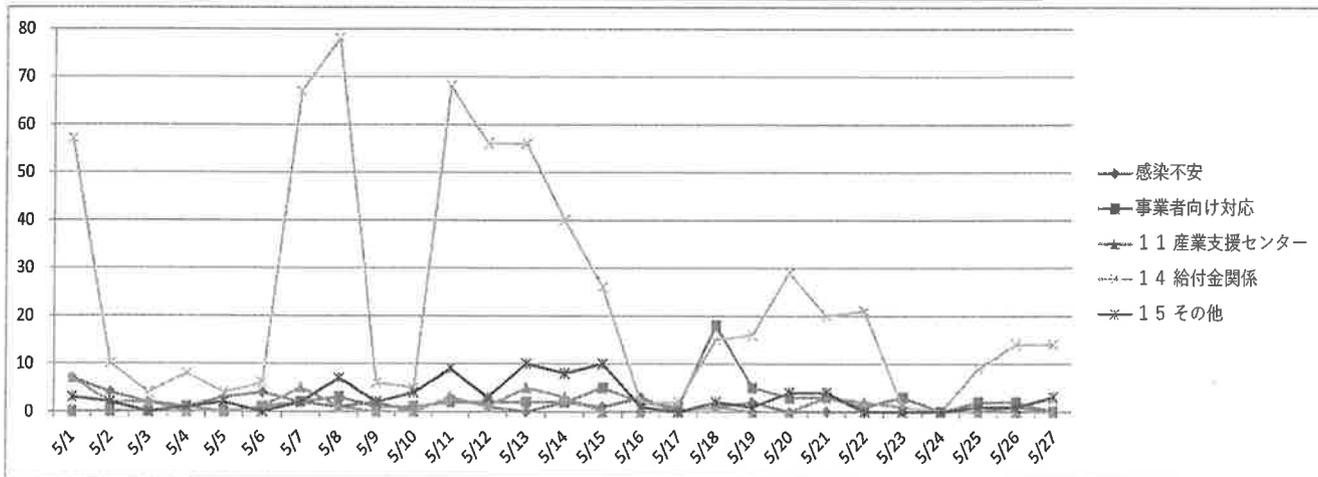
1,281件(1日平均約33.7件)

### 主な相談内容

- ①給付金関係 727件 ②その他 141件 ③感染不安 119件 ④事業者向け対応 84件  
⑤産業支援センター 46件



### 給付金オンライン申請が始まった5月1日以降の相談上位5つの日計別推移



### 感染不安と給付金の5月の相談推移

	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27
感染不安	7	4	2	1	3	4	2	1	2	0	3	1	0	2	1	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0
14 給付金関係	57	10	4	8	4	6	67	78	6	5	68	56	56	40	26	2	2	15	16	29	20	21	1	0	9	14	14

## 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要

令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 25 日変更)

## 【緊急事態措置】

○5月25日に感染状況の変化などについて分析・評価し、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなり、同日、緊急事態解除宣言を発出した。

## 【全般的な方針】

- 緊急事態宣言が解除された後は一定の移行期間を設ける。外出の自粛や施設の使用制限の要請などを緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる。隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させる。事業者による業種ごとに策定する感染拡大予防ガイドライン等の実践を促す。
- 今後も感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備と的確な情報提供・共有により、感染状況などを継続的に監視する。医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進め、検査機能、保健所の体制、クラスター対策の強化などに取り組む。
- 的確な感染拡大防止策と経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。再度感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策などを講じる。

## 【まん延防止】

○事業者と関係団体は自主的な感染防止のための取り組みを進める。政府は専門家の知見を踏まえ、関係団体などに必要な情報提供や助言をする。

## 【学校等の取扱い】

○文部科学省は、「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行う。地域の感染状況に応じて感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒らの学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。

## 【都道府県】

- 概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催し物の開催制限、施設の使用制限の要請などを段階的に緩和する。
- 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動は、5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう促す。まずは県内観光の振興から取り組む。その状況を踏まえつつ、県外からの積極的な人の呼び込みを実施する。
- これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは避けるよう促す。

## 【経済・雇用対策】

○第1次補正予算を強化するため、第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。

○ 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

○ 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

### < 基本的な考え方 >

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	1000人
	屋外	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	5000人
	屋外	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	上限なし
	屋外	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

### ＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	○ <b>【100人又は50%（注） （屋外200人）】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【100人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ <b>【100人又は50% （屋外200人）】</b> * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ <b>【無観客】</b> (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
<b>【移行期間後】</b> 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ <b>【50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ <b>【十分な間隔】</b> (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	観光
	県をまたぐ移動等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

## クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等 evitar するなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～	×～△	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 * クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。